

12月は 「STOP滞納!!県下一斉徴収強化月間」 です

問い合わせ
納税課 納税管理係(☎内線334・335・366)



税金は医療や福祉、教育、ごみ処理、道路・公園の整備など、皆さんの暮らしを支えている貴重な財源です。税金の滞納は、納期限内に納付している人との間に不公平が生じるだけでなく、市の財政を圧迫し、行政サービスの低下につながります。

納税は「国民の義務」であり、納期限内の納付が原則です。納期限を過ぎても市税などを納付していない人は、早急に納めてください。また、納期限を過ぎても市税などを納められない場合は、課税された市税などのほかに滞納期間に応じた延滞金を納めなければなりません。納め忘れがないか確認してみましょう。

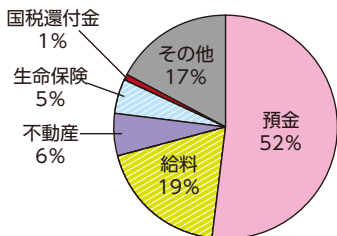
滞納処分の取り組み

12月は県下一斉の徴収強化月間です。滞納者の財産の差押えなど、滞納処分を強化しています。

再三の催告にも関わらず完納しない場合は、法律に基づき調査を行い、預貯金や給料などの債権、不動産、自動車などの差押えを実施しています。

また、自宅や店舗などの捜索を行い、動産などの差押えを実施しています。差押え後は公売による換価（金銭にかえること）を行い、滞納している税金に充てます。

平成30年度滞納処分財産割合



納税Q&A

～実際にあった問い合わせを紹介します～

Q いきなり財産を差押えられた！

A 財産の差押えは、本人の了承・同意の有無に関わらず法律の定めによって行われます。事前に督促状や催告書を送付しておりますので、絶対に放置をしないでください。

Q 少額の滞納なのに差押えられるのか？

A 金額の大小に限らず、差押えの対象となります。

Q 勤務先や取引先に連絡をされた！

A 滞納があれば、勤務先などに財産の調査を行うことがあります。

Q ローンや保険の支払いがある・・・

A 税金は、全ての債務に優先すると法律で定められています。税金の納付を必ず優先しましょう。

Q 平日休みではないので支払いができない！

A コンビニエンスストアでも納付ができます*。また、口座振替による納付方法もあります。

※納付書の使用期限が過ぎている場合や納付書の額が30万円を超える場合などのご利用できません。

早めのご相談を！

病気ややむを得ない事情から納期限までに納付が困難な場合は、納税課までご相談ください。生活状況などの聞き取りを行い、完納に向けた納付計画のご相談に応じます。

